

令和2年度 奨学生申込みのしおり



公益財団法人 **大阪府育英会**
採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号
大阪私学会館2階

ホームページ(URL) <https://www.fu-ikuei.or.jp>

TEL 06-6357-6272 FAX 06-6358-3053

業務時間 平日 9:00～17:30

(注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。

大阪府育英会

検索



(注) 令和2年度予約奨学生貸付予定者で、「進学届」・「奨学資金借用証書」を令和2年4月上旬に学校へ提出した方は、令和2年度の奨学生として本採用になりますので今回の奨学生募集には申込みする必要はありません。

また、すでに奨学資金の貸付を受けている方も申込みの必要はありません。

1 制度の概要

学校教育法による高等学校等に在学し、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な生徒に学資を貸付し、修学を支援することを目的としています。

なお、大阪府育英会の奨学金は、無利子の奨学金です。

2 申込資格

- (1) 学校教育法による次の学校に在学する生徒であること。
 - ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校高等部を含む。)、高等専門学校
 - ② 専修学校(高等課程)(ただし修業年限1年以上の学科)
- (2) **保護者(父母等)が大阪府内に住所を有すること**
 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は、生徒の生計を支え、かつ学資を負担する者をいいます。
 保護者が外国籍の方の申込みについては、次の在留資格が必要となります。
 * 在留資格：永住者、法定特別永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者
 なお、定住者については、将来日本に永住する意思のない方は申込資格がありません。
- (3) 令和元年度(平成31年度)の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が次のとおりであること

・国公立	418,500円未満	(年収めやす(※))	800万円未満)
・私立	578,500円未満	(年収めやす(※))	1,000万円未満)

※ 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。実際は、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)により判定します。

4月に郵送した年間請求予定額の表 または学費サイトで調べる

3 貸付額と貸付時期

■ 奨学資金貸付額(年額)

- (1) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円未満(年収めやす**800万円未満**)の場合(国公立学校・私立学校とも)

「授業料実質負担額(※) + その他教育費10万円」の範囲内で希望する額(1万円単位)
 (授業料実質負担額(※)が無償となる場合、貸付限度額は10万円です。)

(※) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

(2) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上、578,500円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)の場合(私立学校のみ)

「授業料実質負担額(※)」の範囲内で希望する額(1万円単位)。但し24万円を上限とします。

(授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。)

(※) 授業料実質負担額とは、各校の授業料年額から国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた実質的な授業料負担額をいいます。

【新1・2年生】

府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学資金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

詳細は、別表 1・2年生の方 を参照してください。

【新3年生】

私立高校等に3人以上通わせている年収めやす800万円以上の世帯が大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となる場合があります。

詳細は、別表 3年生の方 を参照してください。

■ 貸付時期

8月25日

高校等在学中、表のとおり貸付します。貸付は、金融機関への振込みにより行います。

貸付時期	第1回	第2回	第3回
貸付日	7月10日	10月11日	1月30日

- ※・貸付額によっては、第2回、第3回の貸付があります。(貸付額が20万円以下の場合は、第1回のみ貸付となります。)
- ・貸付期間は、在学する学校の正規の最短修業期間です。
- ・2年目からの第1回の貸付日は、5月30日となります。
- ・貸付日が金融機関の非営業日に当たるときは、翌営業日となります。

6種類

4 申込手続き

提出書類	① 奨学生申込書 ② 保護者の収入に関する証明書(申込書C票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ③ 生徒本人及び保護者の住民票 ※申込書A票裏面【重要】住民票提出における注意事項を熟読いただいて申込書に添付してください。注意事項に記載してある内容が守られていない場合は、受付できません。 ④ 生徒本人名義の通帳のコピー(申込書B票とその裏面の見本を参照して提出してください。) ⑤ 奨学資金借用証書 ※各自自署し、各自の印で捺印してください。借用人(生徒本人)と連帯保証人、保護者が同一筆跡である場合は、受付できません。事情があり代筆される場合は、事情書の提出が必要です。 ⑥ 連帯保証人(保護者)の印鑑登録証明書(原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたものに限り。) ※申込書記載の住所と印鑑登録証明書記載の住所とが異なる場合は、事情書の提出が必要です。
	提出期限 提出先
学校が指定する期日(期限厳守) 【学校提出期限： 6月12日(金) 】	
在学する高等学校等 事務室 提出ボックス	

5 採否決定の通知

8月上旬

- (1) 採否決定の通知は、~~6月下旬~~に学校長を通じ申込者(生徒本人)に通知します。
- (2) 採用通知書を受けた方は、育英会所定の奨学生原票(採用通知時に交付)に必要事項を記入のうえ学校へ提出していただきます。

6 奨学資金の貸付

- (1) 奨学資金は、奨学生本人の預貯金口座へ振り込みます。
- (2) 休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更があったときは、学校を通じて育英会に届け出てください。これらの異動の届出を怠ったときは、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (3) 2年目から毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。
- (4) 毎年度、保護者の所得状況を確認し当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。また、奨学資金が生じた場合は返還していただきます。
- (5) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用した事が判明した場合は、奨学資金の貸付を中断、又は取り止めすることがあります。

貸付と返還

7 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を通じて奨学生に通知します。なお、通知を受けたときから速に返還口座申請書を学校長を経て大阪府育英会に提出していただきます。

自宅をよく

8 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。返還金は後輩のための奨学金になりますので、定められた返還方法で確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、~~返済6ヶ月~~を経てから、定められた金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座から振替で返還していただきます。
 ※退学等卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出して貸付が終了する場合はその年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 返還方法は、月賦(振替日は毎月27日)が原則です。
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対して滞納期間に応じ、年率8.9%の延滞金が課されます。また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。
- (4) 返還総額(貸付総額)に対する返還年額は、下の表のとおりです。返還総額を返還年額で割ると概ねの返還年数が出ます。

読んでおく

返還総額(貸付総額)	返還月額	返還年額
1,440,000円以下	8,000円	96,000円
1,440,000円超え 1,620,000円以下	9,000円	108,000円
1,620,000円超え 1,800,000円以下	10,000円	120,000円
以降、貸付額が18万円増える毎に、返還月額1,000円(年額12,000円)が加算されます。		

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利及び利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし、住所確認調査を行います。

- (1) 奨学資金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は、貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合も返却いたしません。
- (4) 就学支援金等の制度内容に変更が生じた場合は、当会奨学金貸付制度についても、併せて変更となる場合があります。
令和2年度については、年度中に所得判定基準の変更(住民税所得割額から課税標準額へ変更)があります。

自宅をよく

読んでおく

< お詫びと訂正 >

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休校措置にともない、内容に変更がございます。

お詫び申し上げるとともに、下記内容に訂正いたします。

ご迷惑をおかけしますが、よろしくお願いいたします。

記

訂正箇所	〈誤〉	〈正〉
・2ページ ③ 貸付額と貸付時期 ■ 貸付時期 第1回貸付日	7月10日	8月25日
・3ページ ⑤ 採否決定の通知 (1) の文章内	6月下旬	8月上旬

※ 申込時の保護者の収入に関する証明書については、申込書C票に記載のとおり、令和元年度（平成31年度）分が必要ですのでご注意ください。

直近の令和2年度分ではありませんので、お間違えのないようにしてください。

A 注)別紙「記入上の注意事項について」(両面刷り)を必ず読んでから記入してください。 (受付番号) 1 2 6

—令和2年度 大阪府育英会奨学生申込書—

公益財団法人大阪府育英会理事長様
 奨学生申込書の「奨学生申込み理由」の記載内容に同意の上、
 令和2年度大阪府育英会奨学生に申込みます。
記入はすべて本人(代筆×)

この申込書は、必ず「黒のボールペン」で各自が自筆で記入してください。 記入年月日 年 月 日

生徒本人記入欄		現在の学年を記入してください。							
在学学校名	立	〇〇北高等 学校 普通 科(コース)							
申込者(生徒本人)氏名(カタカナで左づめで記入してください。)*姓と名は1マスあけ、濁点・半濁点は1マス使用してください。									
シ	ヨ	ウ	カ	ク	ノ	ソ	ミ	31	
申込者(生徒本人)氏名(借用人)	フリガナ	ヨウガク	ゾウ	ゾウ	ゾウ	ゾウ	ゾウ	ゾウ	
		奨学	希望						
住所	〒	534-0026	自宅電話(XX)XXXX-XXXX	性別	女	生年月日*(昭和・平成・西暦)	16	8	1
		大阪府大阪市都島区〇〇町6-20	携帯電話(XXX)XXXX-XXXX						

※連帯保証人は保護者(父母等)とします。保護者以外の場合は、特別な事情等を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

連帯保証人記入欄	フリガナ	ヨウガク	ゾウ	生徒との関係	父	生年月日*(昭和・平成・西暦)	48	4	10
連帯保証人氏名		奨学	太郎						
住所	〒	534-0026	自宅電話(XX)XXXX-XXXX						
		大阪府大阪市都島区〇〇町6-20	携帯電話(XXX)XXXX-XXXX						

※申込者(生徒本人)が未成年者の場合は、下記の親権者欄に記入してください。

親権者記入欄	母(父)子世帯の場合は、「1」を記入してください。		33
親権者氏名—生徒の父—	フリガナ	ヨウガク	ゾウ
		奨学	太郎
住所	〒	534-0026	自宅電話(XX)XXXX-XXXX
		大阪府大阪市都島区〇〇町6-20	携帯電話(XXX)XXXX-XXXX
親権者氏名—生徒の母—	フリガナ	ヨウガク	ハナコ
		奨学	花子
住所	〒	534-0026	自宅電話(XX)XXXX-XXXX
		大阪府大阪市都島区〇〇町6-20	携帯電話(XXX)XXXX-XXXX

※親権者がいない場合は、後見人が自署してください。

後見人記入欄	フリガナ	生年月日*(昭和・平成・西暦)
後見人氏名		年 月 日
生徒本人との続柄	必ず記入してください。	
住所(大阪府民に限る)	〒	自宅電話() -
		携帯電話() -

学校使用欄

記入例 ★ 記入上の注意事項について ★
 「注意事項」をよく読んで必ず**黒のボールペン**を使用し、正確に各自がそれぞれ自筆で記入してください。
 この申込書を記入する日付を書いてください。

生徒本人記入欄 必ず生徒本人が記入してください。
 在学学校名等を記入してください。
 申込者(生徒本人)氏名は、カタカナで、左づめで記入してください。
 姓と名の間は1マスあけて記入してください。
 例) 奨学 希望 ↓ あける
 シ ヨ ウ カ ク ノ ソ ミ
 濁点、半濁点は1マス使用する
 生徒本人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、性別、住所、電話番号を正確に記入してください。

連帯保証人記入欄 連帯保証人氏名(漢字)、フリガナ、生年月日、住所、生徒との関係、自宅電話番号、携帯電話番号をもれなく記入してください。
 ※注意※
連帯保証人は、保護者(父母等)としてください。
 保護者以外の場合は、特別な事情(破産など)を詳細に記載した事情書の添付が必要です。

親権者記入欄 未成年者の申込みには親権者の同意が必要です。生徒の父、生徒の母がそれぞれ記入してください。
母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に斜線を引き、必ず「1」を記入ください。

親権者と連帯保証人が同一人であっても省略せず、必ずそれぞれ記入してください。
後見人記入欄 後見人(父母に代わって親権を行う者)に指定されている方が、記入してください。

※ **記入した内容の訂正については2本線で抹消し、余白に書き直してください。(訂正印は不要です。)**
 (例) ~~大阪市中央区谷町2-20~~
 大阪市都島区網島町6-20

※ 裏面に「B票」の記入上の注意事項がありますので、そちらも必ず確認してください。

B

【私立高等学校・専修学校・高等専門学校用】

1・2年→570000

3年普通科→540000

記入例

★ 記入上の注意事項について ★

① 学校の年間授業料のみを記入してください。減額又は免状を受けた者(特待生)は、特待生にチェック「✓」をし、減じた額を記入してください。

□ 特待生

6 0 0 0 0 0

① 学校の年間授業料(諸経費等は含みません)を記入してください。

②【別表】を参照し、貸付限度額の範囲内で希望する借入金額(年額)を記入してください。

2年生は→19 22 300
3年生は→18 21 300

限度額未満を希望する方は1万円単位で記入してください。

入学年月 卒業見込年月 修業年限

1 0 0 0 0 0

② もし、貸付限度額未満を希望する場合、1万円単位で記入してください。

無償化の人は100000円

③ 現在の学年に応じた、入学年月・卒業見込年月・修業年限を記入してください。

奨学金振込口座届 (太枠欄に正確に記入してください。誤記があれば振込みが遅れる場合があります。)

【金融機関の振込口座記入にあたっての注意】

注) 1 申込者名義(生徒本人)で... 2 ゆうちょ銀行の場合は①～③に、下記の5銀行の場合は、①と④～⑦に所定事項を必ず記入してください。

生徒本人名義

① 預貯金口座名義人(生徒本人) フリガナ ショウガク ノミ 氏名(漢字) 奨学 希望

※！注意！通帳を確認してください ※ ★口座名義は、申込者(生徒本人)のものですか？ → 保護者名義の口座などは使用できません。 ★口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか？ → 貯蓄口座・積立口座には送金できません。 ★口座は、最近も使用していますか？ → 銀行によっては、2年以上使用していない場合は休眠口座となり、使用できない可能性があります。

ゆうちょ銀行 口座記入欄(生徒本人口座) ※ゆうちょ銀行の口座の場合は、送金機能が付いている口座に限ります。(表紙を開いた中ほどの「郵便振替口座開設」に○印がある通帳)

②通帳記号 ③通常貯金の通帳番号

記入方法①

銀行 口座記入欄(生徒本人口座)

下記の5銀行の本・支店(出張所)に限ります。

Table with columns for bank name, branch name, and account numbers.

記入方法②

(保護者が記入してください。)アンケートにご協力ください。該当する番号の□にチェック「レ」をしてください。

問1 大阪府育英会の奨学生制度を知っていましたか。 □①高等学校等入学前から知っていた □②高等学校等入学後知った □③今回知った

問2 どのようにして知りましたか(複数回答可)

□①学校の進路相談や説明会 □②今回の奨学生募集 □③友人・知人 □④市町村の相談窓口 □⑤大阪府・市町村の広報紙 □⑥インターネット(ホームページ) □⑦その他()

注)この欄は、記入しないでください。

Form with fields for school number, branch, subject, and other details.

奨学金振込口座届における注意事項

- ★必ず生徒本人名義の口座で届出を行ってください。保護者名義の口座での届出はできません。 ★ゆうちょ銀行(次の5銀行)のいずれかを選択してください。これら以外には取扱いできません。 【ゆうちょ銀行・三井住友銀行・りそな銀行・関西みらい銀行・池田泉州銀行】 ★必ず通帳表紙の次のページのコピーを「申込書C票」にのり付けしてください。 ★口座は、通常貯金・普通預金・総合口座である必要があります。 貯蓄口座・積立口座には送金できません。 ★口座は、銀行によっては、2年以上使用していないと凍結されて、使用できない場合があります。 最近になって使用している口座で届出を行ってください。

< 口座の記入方法 >

① ゆうちょ銀行の場合 ②通帳記号 ③通常貯金の通帳番号

② ゆうちょ銀行以外(5銀行)の場合 ④銀行名、本・支店名 ⑤銀行番号 ⑥店番号 ⑦普通預金の口座番号

左の表より確認して記入してください。 取扱銀行の合併や名称変更等により、番号変更があった場合は、最新の店番号を記入ください。

※B票の記入後は.....※

申込書「C票」に必要書類をのり付けしてください。 必要な書類は、C票を参照してください。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合

全日制 <授業料60万円(①)の場合>

【私立高校生1人のみの子どもを扶養する世帯】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		600,000円
		281,200円	481,200円	
(府)支援補助金 ③	204,000円	200,000円		
保護者負担 ①-(②+③)	0円			
貸付限度額	100,000円	300,000円	240,000円	

【私立高校生を含む2人の子どもを扶養する世帯(※3)】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		600,000円
		381,200円	181,200円	
(府)支援補助金 ③	204,000円	300,000円		
保護者負担 ①-(②+③)	0円	100,000円		
貸付限度額	100,000円	200,000円	100,000円(※2)	240,000円

【私立高校生を含む3人以上の子どもを扶養する世帯(※3)】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		600,000円
		481,200円	381,200円	
(府)支援補助金 ③	204,000円	100,000円		
保護者負担 ①-(②+③)	0円			
貸付限度額	100,000円	貸付対象外(※2)		240,000円

通信制

<授業料が25万円(①)(1単位あたり10,000円、年間25単位)を想定した場合>

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	250,000円 (10,000円×25)	120,300円 (4,812円×25)		250,000円
		129,700円 (5,188円×25)		
保護者負担 ①-②	0円			
貸付限度額	100,000円	230,000円	130,000円	240,000円

※年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

全日制 <授業料45万円(①)の場合>

【私立高校生1人のみの子どもを扶養する世帯】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		450,000円
		131,200円	331,200円	
(府)支援補助金 ③	54,000円	200,000円		
保護者負担 ①-(②+③)	0円			
貸付限度額	100,000円	300,000円	240,000円	

【私立高校生を含む2人の子どもを扶養する世帯(※3)】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		450,000円
		231,200円	31,200円	
(府)支援補助金 ③	54,000円	300,000円		
保護者負担 ①-(②+③)	0円	100,000円		
貸付限度額	100,000円	200,000円	100,000円(※2)	240,000円

【私立高校生を含む3人以上の子どもを扶養する世帯(※3)】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		450,000円
		331,200円	231,200円	
(府)支援補助金 ③	54,000円	100,000円		
保護者負担 ①-(②+③)	0円			
貸付限度額	100,000円	貸付対象外(※2)		240,000円

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものである。
- (※2) 所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校生を含んで2人以上の子どもを扶養する世帯で大阪府授業料支援補助金の給付を受ける場合は、奨学金の貸付限度額が異なる、もしくは貸付対象外となります。
- (※3) 年度末年齢が19歳(高校生は除く)以上の場合は、大学等において教育を受けている学生に限ります。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる高校生および大学生等の範囲は下記参照)

- 高校段階
 - 私立高校をはじめ、国の就学支援金の対象となる以下の学校に通う生徒(ただし、別科の生徒や科目履修生、聴講生は除く)
 - 国公立高等学校(専攻科含む)、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
 - 公立専修学校(高等課程)
 - 国公立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
 - 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
 - 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)
 - 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)
 - 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)
 - 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)
 - 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
 - (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
- 大学段階
 - 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
 - ※ただし、国公立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、予備校等の在学証明書や当該子に対する教育費負担にかかる親権者からの申し出に基づき、特例的に大学等の学生とみなします。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校に在学の場合

全日制 <授業料58万円(①)の場合>

【私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		580,000円
(府)支援補助金 ③	184,000円	261,200円	461,200円	
保護者負担 ①-(②+③)	0円	200,000円		
貸付限度額	100,000円	300,000円	240,000円	

【私立高校等に通わせている人数が3人以上の世帯(※2)】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		580,000円
(府)支援補助金 ③	184,000円	361,200円	261,200円	
保護者負担 ①-(②+③)	0円	100,000円	200,000円	
貸付限度額	100,000円	200,000円	貸付対象外(※3)	240,000円

全日制 <授業料45万円(①)の場合>

【私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		450,000円
(府)支援補助金 ③	54,000円	131,200円	331,200円	
保護者負担 ①-(②+③)	0円	200,000円		
貸付限度額	100,000円	300,000円	240,000円	

【私立高校等に通わせている人数が3人以上の世帯(※2)】

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	396,000円	118,800円		450,000円
(府)支援補助金 ③	54,000円	231,200円	131,200円	
保護者負担 ①-(②+③)	0円	100,000円	200,000円	
貸付限度額	100,000円	200,000円	貸付対象外(※3)	240,000円

通信制

<授業料が22万5千円(①)(1単位あたり9,000円、年間25単位)を想定した場合>

所得割額 (保護者合算)	生活保護・非課税 257,500円未満	418,500円未満	507,000円未満	578,500円未満
年収めやす(※1)	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満
(国)就学支援金 ②	225,000円 (9,000円×25)	120,300円 (4,812円×25)		250,000円
保護者負担 ①-②	0円	104,700円 (4,188円×25)		
貸付限度額	100,000円	205,000円	105,000円	

※年収めやす590万円未満世帯の就学支援金の支給上限額は、1単位あたり12,030円ですが、1単位当たりの授業料が12,030円よりも低い場合は、授業料相当額を上限に支給されます。

- (※1) 年収めやすは、保護者のうちどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。
- (※2) 『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含まれます。(対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は下記参照)
- (※3) 道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算(保護者合算)が418,500円以上507,000円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

<<対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲>>

- 高校段階 私立高校をはじめ、国の就学支援金の対象となる以下の学校に通う生徒(ただし、別科の生徒や科目履修生、聴講生は除く)
 - 国公私立高等学校(専攻科含む)、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
 - 公私立専修学校(高等課程)
 - 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
 - 「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
 - 「調理師法」に基づく調理師養成施設(※)
 - 「製菓衛生師法」に基づく製菓衛生師養成施設(※)
 - 「理容師法」に基づく理容師養成施設(※)
 - 「美容師法」に基づく美容師養成施設(※)
 - 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定)
 - (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
- 大学段階 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程)
 - ※ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、予備校等の在校証明書や当該子に対する教育費負担にかかる親権者からの申し出に基づき、特例的に大学等の学生とみなします。

ここに3枚貼る

● 次の1・2・3の書類を、ここにのり付けしてください。

1. 収入に関する証明書(コピー可)
2. 申込者(生徒本人)及び保護者の住民票(原本で、当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの)
※申込書A裏の裏面「住民票提出における注意事項」を必ず読んでください。
3. 指定銀行の通帳コピー(通帳表紙の次のページ)(生徒本人名義)

③ 証明書等の上部を上にして、表向きに貼ってください。
(2枚以上の場合は、重ねてのり付けしてください。)

「1. 収入に関する証明書」は、下記に記載しているものをいいます。

保護者の職業形態		申込みに必要な書類 ※
1 収入に関する証明書	1 サラリーマンなど、 住民税の全額を給与から差し引かれている人	◎ 「令和元年度(平成31年度)市(町村)民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)」 注) この通知書は、昨年の5月末から6月にかけて勤務先を経由して交付されているものです。 申込書裏面【見本B】
	2 個人で事業を営んでいる人など、 市(町村)民税・府民税の全額を市町村や銀行の窓口等で納めている人	◎ 「令和元年度(平成31年度)市(町村)民税・府民税納税通知書兼税額決定(充当)通知書」 注) この通知書は、昨年の6月中に市町村の税務担当課から直接自宅等へ送付されています。 申込書裏面【見本A】
	3 ・ 上記1及び2の証明書が提出できない人 ・ 住民税が非課税等の人 (非課税通知書等は使用できません) (非課税証明書は使用可能です)	◎ 生活保護世帯以外で 市区町村窓口で「令和元年度(平成31年度)住民税課税総所得の証明書」(全部事項証明)の交付を受けてください。 よくわからない人は令和元年度の課税証明書
	4 生活保護世帯の人 生活保護世帯の人は生活保護受給証明書	◎ 「生活保護受給(適用)証明書」 (当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの) この証明書は、住所地の市区町福祉事務所等で交付される。 注) 証明書には、生徒氏名及び保護者(父母等)氏名の記載が必要です。

※注意※

- ・ 源泉徴収票、確定申告書は、収入に関する証明書として**使用できません。**
- ・ **保護者全員**の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が確認できる**証明書をのり付けしてください。**
- ただし、上記1～3の証明書において扶養親族該当区分の控除対象配偶者欄に「*」・「★」・「1」・「有」が記載されている場合は、配偶者の証明書は不要です。
- ・ 上記表において職業形態 1、2 の両方で納めている方は、両方の証明書をのり付けしてください。

次の事情内容の(1)から(3)に該当する場合は、上記の証明書に加えて、次の書類が必要です。

事情内容	(1) ひとり親家庭の場合 1～3の証明書において、本人該当区分の寡婦・特定の寡婦・寡夫欄に*印・★印等が記載されていない場合	◎ ひとり親家庭医療証のコピー 上記のコピーが提出できない場合は、その事実が確認できる書類(世帯全員の住民票(続柄表示)等)
	(2) 海外勤務などで、市(町村)民税・府民税が非課税の場合	◎ 平成30年中の給与支払証明書(育英会所定の様式)
	(3) 解雇等による失職・転職、その他著しい収入減が見込まれる場合	◎ 申込時から1年以内に交付された「雇用保険受給資格者証」又は「離職票(証明)」のコピー ◎ 令和元年(平成31年)分の源泉徴収票、確定申告書等

重要

2

【 住民票提出における注意事項 】

大阪市の見本

1. 住民票の提出

「申込者（生徒本人）及び保護者の住民票」を提出してください。（申込書C票へ貼付）

◎ 申込者（生徒本人）及び保護者全員分の提出が必要になります。

保護者が父母の場合は、両方の提出が必要です。

（世帯全員の住民票でなくても結構です。ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は、世帯全員の住民票（続柄表示）を提出してください。）

◎ 原本で、当会に提出する日から **3ヶ月以内** に発行されたものを提出してください。

コピーや古いものは使用できません。 右図（注1）

◎ **個人番号（いわゆる『マイナンバー』）が表示されている場合は受付できません。**

ご注意ください。 右図（注2）

【特に注意いただきたいこと】 右図（注3）

「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かず、必ず「全て」提出してください。

綴りを解いたもの（バラバラにしたものや一部の書類を抜いたもの）は、受付しません。

申込者（生徒本人）と保護者以外の同居人（兄弟等）の分を抜かないようご注意ください。

2. 保護者が外国籍の方

(1) 保護者が外国籍の場合は、次の表のとおり申込資格に制限があります。

申込資格	在留資格(注)
あり	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者(※)
なし	外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動

(注) 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)」によるものです。

(2) 在留資格確認のため、住民票の『在留資格』の表示が必要です。 右図（注4）

(3) 定住者(※)については、永住者もしくは永住者の配偶者等に準ずると当会が認められたものに限ります。（当会所定の上申書の提出が必要です。）

住 民 票

大阪市〇〇区

住所 都島区網島町6番20号

世帯主 奨学 太郎

(注2) 個人番号（マイナンバー）が表示されている場合は、受付できません。

氏名 奨学 太郎

生年月日 昭和48年4月10日

性別 男

住所を定める日 平成〇〇年〇月〇日

本頭番記載省略

前住所 平成〇〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入

備考

氏名 SHOGAKU HANAKO ELIZABETH 奨学 花子 エリザベス

生年月日 1975年1月1日

性別 女

住所を定める日 平成〇〇年〇月〇日

本頭番記載省略

前住所 平成〇〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入

備考

(注4) 保護者が外国籍の方は、表示が必要です。

通称 奨学 花子

生年月日 1975年1月1日

性別 女

住所を定める日 平成〇〇年〇月〇日

本頭番記載省略

前住所 平成〇〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入

備考

籍・域:米

30条の45に規定する区分:中長期在留者

在留カード等の番号:〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

在留資格:日本人の配偶者等

在留期間等:5年

在留期間等の満了の日:〇〇年〇月〇日

氏名 奨学 希望

生年月日 平成16年8月17日

性別 女

住所を定める日 平成〇〇年〇月〇日

本頭番記載省略

前住所 平成〇〇年〇月〇日 異動 大阪市中央区谷町2丁目2番20号から転入

備考

氏名 *** 以下余白 ***

生年月日

性別

住所を定める日

本頭番記載省略

前住所

備考

(注3) この表記で「1/2」「2枚中、うち1枚」のように複数枚ある場合は、必ず漏れなく提出してください。

0200400-〇〇区-ABCD1111-0123 (1/1)

この写しは、世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する。
令和2年4月〇〇日

大阪市〇〇区長 大阪 太郎

電子公印

(注1) 原本（コピー不可）
当会に提出する日から3ヶ月以内に発行されたもの

3

振込口座（生徒本人名義）通帳コピー箇所について

■ ゆうちょ銀行の場合（通常貯金）

記号	番号
14123	123451
おなまえ	シヨウガク ノゾミ 様
株式会社ゆうちょ銀行	
ご利用欄	振替口座開設(送金機能) 通常貯金ご利用の上限額 10,000,000 円 確認
	キャッシュサービス カード デビットサービス
銀行使用欄	

① 振替口座開設(送金機能)の欄に○印がある

② 上限額 10,000,000 円 確認の欄に金額の印字がある

左記のページのコピーを提出してください。

※ 送金機能がないと、振込できません。
＜確認方法＞

- ① 振替口座開設に○印がある
- ② ○印はないが、上限額に金額の印字がある

* どちらもない場合は、ゆうちょ銀行へお問い合わせください。

■ その他の銀行の場合（普通預金）

（三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、関西みらい銀行、池田泉州銀行）

名義人氏名、口座番号、支店番号、支店名が記載されているページ（通帳表紙の次のページ）のコピーを提出してください。

※
通帳のコピー等は、**C** 票にのり付けしてください。
このページには、のり付しないでください。

奨学資金借用証書

記入日： 年 月 日

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
 ついては、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
 万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
 また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項)
 ※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項)
 ※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
 (大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2020年4月～20 年 月	年 月		

借入金額

百	十	万	千	百	十	円

← 借入金額の記入ミス・訂正は不可。
 新しい借用証書に書き直しをしてください。

(注) この借用証書は、各自自署し、各自の印で捺印してください。
 記入については、別紙「記入についての注意事項」を読んでから、記入してください。
 連帯保証人の方は、印鑑登録証明書の原本を右面に貼付してください。

印鑑登録証明書をここにのり付けしてください。

◎留意事項

- 必ず各自で記入してください。
 注) 同一筆跡と見受けられる場合は、書き直しを依頼することがあります。
- 連帯保証人の印は、実印を鮮明に捺印してください。

◎添付書類

連帯保証人の印鑑登録証書（原本・提出日から3か月以内に発行されたもの）

記入例をよく読んで記入

借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ)	Ⓜ	男	生年月日
	外国人の方は、本名を記入してください。	(フリガナ)		女	昭和 年 月 日生
	住所	〒 -		連絡先	(携帯) - -
	在学学校名	(学校名)	学校	昼間 夜間 通信	科(コース)
連帯保証人	氏名	(フリガナ)	実印	男	生年月日
	外国人の方は、本名を記入してください。	(フリガナ)		女	昭和 平成 西暦 年 月 日生
	住所	〒 -	借用人との関係	(自宅)	連 - -
	勤務先	勤務先名		(携帯)	絡先 - -
親権者 同意欄 借用人(奨学生本人)が未成年者の場合必ず記入してください。	父(後見人)続柄	氏名	Ⓜ	男	生年月日
		住所		女	昭和 平成 西暦 年 月 日生
	母	氏名	Ⓜ	(自宅・携帯)	電 - -
		住所		電話	- -

借用人及び連帯保証人の誓約及び同意のもと、公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程等に基づいて奨学資金を貸与します。

大阪市都島区網島町6番20号
 公益財団法人 大阪府育英会
 理事長 井上 博司

「奨学資金借用証書」記入についての注意事項及び記入例

●黒のペン又はボールペンで記入してください。
消せるボールペンは使用できません。

●奨学資金借用証書の記入事項を訂正する場合
定規で2本線を引き、その上部(余白)に書き直して、2本線の上に借用証書に使用した印鑑を押しつけてください。

(例) 大阪市都島区網島町6番20号

~~大阪市都島区網島町6番20号~~

記入は「必ず」

各自が自署し、各自の印鑑を捺印してください。

(事情があり代筆される場合は事情書の添付が必要です。)

★ 借入期間等の記入について ★

- 借入期間：卒業予定までの期間を記入してください。
- 借入年数：卒業までの学校の正規の最短修業年・月を記入してください。
- 希望する借入金額(年額)：申込書B票に記入した「希望する借入金額(年額)」を記入してください。
- 借入額計：借入金額と同額を記入してください。

●借用人(奨学生本人)が自署・捺印してください。

●連帯保証人が自署・実印を捺印してください。

●生徒の親権者である父・母が、各自で自署・捺印してください。
なお、母子世帯の場合は父の欄に、父子世帯の場合は母の欄に、斜線を引いてください。

●親権を行う者が後見人の場合は、後見人の字句を○で囲み、続柄を記入してください。

※記入した日付を記入してください。

印鑑登録証明書をここにのり付けしてください。

奨学資金借用証書

記入日：2020年××月××日

公益財団法人 大阪府育英会理事長 様

私は、貴会より下記金額を借用します。
ついては、裏面に記載の貴会奨学金貸付返還規程等を守り、約束どおり返還することを下記の者連署して誓約します。
万一、返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、強制執行の手続きをとられても異議ありません。
また、連帯保証人に対する履行の請求をした場合は、借用人に対してもその効力が及ぶことに同意いたします。
なお、裏面記載の「個人情報の利用目的等」につき承諾し、個人情報の取扱いについても同意いたします。

※奨学資金の借入金額(年額)は、「貸付限度額」の範囲内で奨学生の希望する額とする。
(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第11条第1項)
※育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知する。
(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第14条第1項)
※奨学資金貸付時期及び額は、貸付年額に応じ定める。
(大阪府育英会奨学金貸付返還規程第13条第1項及び同施行細則第9条及び第10条)

借入期間	借入年数	希望する借入金額(年額)	借入額計
2020年4月～2023年3月	3年0か月	100,000	300,000

借入金額 ￥300,000

(注) この借用証書は、各自自署し、各自の印で捺印してください。
記入については、別紙「記入についての注意事項」を読んでから、記入してください。
連帯保証人の方は、印鑑登録証明書の原本を右面に貼付してください。

借用人 (奨学生本人)	氏名	(フリガナ) ショウガク ノゾミ 奨学 希望	性別	男	生年月日	昭和 平成 西暦 16年8月17日生
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	連絡先	(自宅) 06-6357-〇〇△△ (携帯) 080-1234-△△△△		
	在学学校名	(学校名) 〇〇北高等普通科(コース)				
連帯保証人	氏名	(フリガナ) ショウガク タロウ 奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和 平成 西暦 48年4月10日生
	住所	〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	連絡先	(自宅) 06-6357-〇〇△△ (携帯) 080-6376-△△△△		
	勤務先	勤務先名 自営(食堂) 住所 〒534-0026 大阪市都島区網島町〇-〇〇	電話	06-6357-〇〇△△		
親権者 同意欄	父 (後見人) 続柄	氏名 (フリガナ) ショウガク タロウ 奨学 太郎	性別	男	生年月日	昭和 平成 西暦 48年4月10日生
	母	氏名 (フリガナ) ショウガク ハナコ 奨学 花子	性別	女	生年月日	昭和 平成 西暦 50年1月1日生

高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、専修学校高等課程、高等専門学校以外の場合は、収入印紙の貼付が必要です。

【貼付金額】
借入金額が…
○10万円を超え50万円以下の場合→400円
○50万円を超え100万円以下の場合→1,000円
○100万円を超え500万円以下の場合→2,000円

連帯保証人の印鑑登録証明書

(原本)を貼ってください。
(提出日から3ヶ月以内に発行されたものに限りです。)

★ 借入金額の記入について ★

申込書B票に記入した「希望する借入金額(年額)」に学校の正規の最短修業年数を乗じた金額(最終的な借用予定金額)を記入してください。

実例

- 1年生の場合(最短、3年で卒業)
・希望する借入金額(年額)が10万円の場合
↓
・借入金額は10万×3年で30万と記入
- 2年生の場合(最短、2年で卒業)
・希望する借入金額(年額)が10万円の場合
↓
・借入金額は10万×2年で20万と記入
- 3年生の場合(最短、1年で卒業)
・希望する借入金額(年額)が10万円の場合
↓
・借入金額は10万×1年で10万と記入

印鑑登録証明書と同一の印鑑(実印)を捺印してください。

○公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程

- (目的)
- 第1条 この規程は、公益財団法人大阪府育英会（以下「育英会」という。）が、定款第3条に規定する目的を達成するため貸し付ける（以下「奨学金」という。）の貸付及び返還について、必要な事項を定めるものとする。
- (奨学生資格を有する者)
- 第2条 育英会から奨学金の貸付を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の各号に該当する者とする。
- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定に基づく高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（これに準ずる各種学校は、大阪府内に設置されているものに限る。）（以下「高校等」という。）に進学を希望する者又は、高校等に在学する者で向学心に奮みながら、経済的理由により修学が困難な者
- (2) 奨学生の親権者又は未成年後見人（以下「保護者」という。）が、原則として大阪府内に住所を有する者
- 2 前項第1号の経済的理由により修学が困難な者の判断基準は、理事長が別に定める。
- (奨学金の区分)
- 第3条 奨学金の区分は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 奨学金 高校等在学中の授業料及びその他修学に必要な経費の支弁に充てる学資
- (2) 入学時増額奨学金 高校等への入学に必要な経費の支弁に充てるため高校等入学前に貸し付ける学資（大阪府内の高校生（大阪府内に在し、他府県の高校に在籍している場合も含む。）による大阪府内の高校間における転学又は大阪府内の高校への転学（以下「高校間転学」という。）に伴う学資を含む。）
- (奨学生の募集)
- 第4条 奨学生の募集は、次の各号のとおり行う。
- (1) 予約募集 中学3年生及び既に中学校を卒業したが高校等に進学していない者を対象とする募集
- (2) 在学募集 高校等に在学している者を対象とする募集
- 2 前項第1号の場合において、入学時増額奨学金の貸付にかかる募集を併せて行うものとする。
- 3 高校間転学による入学の場合の募集については、理事長が別に定める。
- (連帯保証人)
- 第5条 奨学生は、奨学金の貸付を受けることにより生ずる一切の債務について、連帯保証人一人を付さなければならない。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。
- 2 前項の連帯保証人の資格要件は、理事長が別に定める。
- 3 連帯保証人に対する履行の請求は、借用人に対しても、その効力を生ずる。
- (申込手続)
- 第6条 予約募集に申し込む者（以下「予約申込者」という。）は、次に掲げる申込書類（以下「予約申込書類」という。）を、在学する学校の校長（以下「学校長」という。）を経て育英会に提出するものとする。
- (1) 理事長が別に定める奨学生申込書
- (2) 保護者の収入に関する証明書
- (3) 予約申込者及び保護者の住民票
- 2 在学募集に申し込む者（以下「在学申込者」という。）は、次に掲げる申込書類（以下「在学申込書類」という。）を、学校長を経て育英会に提出するものとする。
- (1) 理事長が別に定める奨学生申込書
- (2) 保護者の収入に関する証明書
- (3) 在学申込者及び保護者の住民票
- (4) 奨学資金借用証書（以下「借用証書」という。）
- (5) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3 前2項の申込において、予約申込者又は在学申込者は、奨学生申込書に連帯保証人とともに必要事項を自署しなければならない。
- 4 第2項の申込において、在学申込者は、借用証書に連帯保証人とともに必要事項を自署し、捺印しなければならない。
- 5 予約申込者及び在学申込者が未成年の場合は、保護者が借用証書に自署・捺印して、借入について保護者からの同意を得なければならない。
- 6 学校長は、予約申込書類及び在学申込書類に不備がないことを確認のうえ、理事長が別に定める推薦書（以下「奨学生推薦書」という。）を添付して、育英会に提出するものとする。
- 7 予約申込者のうち、中学校を卒業した者については、第1項の規定にかかわらず予約申込書類を直接育英会に提出するものとする。
- (貸付予定者の決定)
- 第7条 育英会は、前条により提出された予約申込書類又は в学申込書類及び奨学生推薦書により、予約申込者又は в学申込者が第2条第1項に規定する奨学生資格を有する者（以下「奨学生資格者」という。）であることを確認する。
- 2 奨学生資格者が奨学金を貸し付ける予定の者（以下「貸付予定者」という。）の定員を超える場合は、公益財団法人大阪府育英会奨学生選考委員会規程第1条に基づき設置した選考委員会の審議を経て、貸付予定者を決定する。ただし、奨学生資格者が貸付予定者の定員を超えない場合は、選考委員会の審議を要せず育英会が選考委員会に報告する。
- 3 育英会は、前項の規定に基づき貸付予定者を決定したときは、理事長が別に定める通知書により学校長を経て申込者に通知する。ただし、在学申込の貸付予定者（以下「在学貸付予定者」という。）には、通知を要しない。
- 4 前条第7項の者については、直接申込者に通知する。
- (緊急貸付予定者の決定)
- 第8条 保護者の失踪、破産、事故、病弱若しくは死亡等又は火災、風水被害等の災害等により家計が急変し修学が困難になった者又は転居、転学、保護者の家計の変動等により経済的に修学が困難になった者が、奨学金の借入を希望するときは、その事由が発生した月から12月を超えない期間内に、貸付予定者（以下「緊急貸付予定者」という。）として決定することができる。
- 2 前項の申込手続については第6条第2項から第6項まで、決定手続については前条第1項、第2項及び第3項ただし書の規定を準用する。（予約貸付予定者の貸付手続）
- 第9条 予約申込の貸付予定者（以下「予約貸付予定者」という。）が、高校等進学後に奨学資金の貸付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期間内に次に掲げる申込書類を学校長に提出しなければならない。
- (1) 借用証書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- (3) 進学届
- 2 予約貸付予定者が、入学時増額奨学資金の貸付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期間内に次に掲げる申込書類を育英会に提出しなければならない。
- (1) 入学時増額奨学資金借用証書
- (2) 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 3 学校長は、第1項に規定する申込書類に不備がないことを確認のうえ、理事長が別に定める確認書（以下「奨学生入学確認書」という。）を添付して、育英会に提出するものとする。
- 4 第1項及び第2項の申込手続については、第6条第4項及び第5項の規定を準用する。
- (奨学生の採用決定)
- 第10条 育英会は、前条に定める手続きを経て申込書類に不備がないこと等が確認できた予約貸付予定者並びに в学貸付予定者及び緊急貸付予定者等から、奨学生として採用決定する。
- 2 育英会が、前項の規定に基づき奨学生として採用決定したときは、理事長が別に定める通知書により学校長を経て申込者に通知する。（奨学資金の貸付年額）
- 第11条 奨学資金の貸付年額は、在学する高校等の授業料年額に10万円を加えた額を限度とする額（以下「貸付限度額」という。）の範囲内で奨学生の希望する額とする。ただし、在学する高校等の設置者から授業料相当額の給付を受け、若しくは減額若しくは免除を受け、又は国の就学支援金により授業料相当額を給付された場合は、その額（以下「貸付控除額」という。）を減じた額を貸付限度額とする。
- 2 1単位あたりの授業料を設定する高校等の授業料年額の算出方法については、理事長が別に定める。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長が特に必要と認める場合は、大阪府主官部長と協議の上、同項の範囲内において、別途奨学資金の年額を定めることができる。
- 4 緊急採用された奨学生の貸付の始期は、育英会が緊急採用を決定した日を含む月とする。ただし、理事長が特に必要と認めたときは、採用した年度の4月を限度に遡ることができる。

- 5 緊急採用された奨学生の採用年度の奨学資金の貸付年額は、第1項の規定に基づく奨学生の希望する額を12で除し、貸付の始期から当該年度末までの月数を乗じて得た額（千円未満切り上げ）とする。
- 6 奨学資金の貸付期間は、正規の最短期間とする。ただし、特別の事情があると認められるときは、理事長が別に定める。（入学時増額奨学資金の貸付額）
- 第12条 入学時増額奨学資金の貸付額は、次の各号に掲げる額の範囲内で奨学生の希望する額とする。
- (1) 国、公立高校等に入学する者 50,000円
- (2) 私立高校等に入学する者 250,000円（通信制課程に入学する者は、150,000円）
- (奨学金の貸付時期)
- 第13条 奨学資金の貸付時期及び額は、貸付年額に応じ理事長が別に定める。
- 2 奨学資金の貸付は、奨学生名義の預貯金口座への振込の方法により行うものとする。
- 3 入学時増額奨学資金の貸付は、第9条第2項の規定により奨学生から提出のあった借用証書等を審査し不備がないと認められるときは、入学時増額奨学資金の全額を理事長が別に定める期間内に奨学生名義の預貯金口座への振込の方法により行うものとする。（貸付額の通知及び変更）
- 第14条 育英会は、奨学生の保護者の前々年の所得状況をもって計算した貸付限度額の範囲内で貸付年額を奨学生に通知するものとする。
- 2 育英会は、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める額を合算した額を貸付する年度の貸付限度額として決定し、学校長を通じて通知するものとする。
- (1) 4月から6月まで 前項の貸付限度額に12分の3を乗じて得た額
- (2) 7月から翌年3月まで 学校長の協力を得て、奨学生の保護者の前々年の所得状況を確認し計算した貸付限度額に12分の9を乗じて得た額
- 3 奨学生は、奨学資金の貸付を受けた年度において貸付済額が前項の通知による貸付限度額を上回る場合は、当該差額を返還しなければならない。
- 4 奨学生は、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署し、捺印のうえ、学校長を経て育英会に提出することにより貸付限度額の範囲内で貸付年額を変更することができる。
- (奨学生原票)
- 第15条 育英会は、奨学生採用の初年度に別に定める奨学生原票を学校長に送付する。
- 2 奨学生及び連帯保証人は、奨学生原票に自署し、学校長に提出しなければならない。
- 3 学校長は奨学生の資格喪失後、奨学生原票を1年間保管しなければならない。
- (資格確認)
- 第16条 育英会は、学校長の協力を得て、奨学生としての資格を有することを確認するものとする。なお、確認方法については、理事長が別に定める。
- (奨学生の異動届出)
- 第17条 奨学生は、次の各号に該当するときは、理事長が別に定める書類に連帯保証人と連署・捺印し、学校長を経て直ちに届け出なければならない。
- (1) 休学、復学、転学、課程変更(同一の学校の他の課程の相当年度の課程に異動することを含む。以下同じ。)、留学、留年又は退学したとき。
- (2) 奨学資金の借り入れを休止したとき。
- (3) 停学その他の処分を受けたとき。
- (4) 奨学生の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。
- (5) 連帯保証人を変更するとき、又は連帯保証人が提出した印鑑登録証明書 の氏名、住所に変更があったとき。（印鑑登録証明書を添付する。）
- 2 学校長は、前項の届出を受けた場合は、これを直ちに育英会に提出しなければならない。
- (転学又は課程変更による奨学資金の取扱)
- 第18条 奨学生は、転学又は課程変更し、引き続き奨学資金の貸付を受けようとする場合、転学又は課程変更後3月以内に理事長が別に定める書類を提出することにより、継続して奨学資金の貸付を受けることができる。
- 2 前項の場合においては、第15条の規定を準用する。（奨学資金の貸付の休止）
- 第19条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の貸付を休止することができる。
- (1) 休学したとき。
- (2) 1月以上の長期にわたって欠席したとき（病気その他やむを得ない事由により欠席し、当該欠席によっても卒業期に影響するおそれがなく、学校長が成業の見込みがあると認め、かつ私立高校等の場合は、授業料を納付している場合を除く。）。
- (3) 留年又は留学したとき。なお、特別の事情があると理事長が認めるときは、この限りではない。
- (4) 休止の申出があったとき。
- (5) 奨学生として適当でない事実が判明したときは、奨学資金の貸付を休止することができる。
- 3 奨学資金の貸付を休止する期間は、その事実の発生又は判明した日から終了したと確認できた日までとし、この期間中にある振込予定の奨学資金の貸付を休止する。
- (奨学資金の貸付の復活)
- 第20条 前条の規定により奨学資金の貸付を休止された者が、当該規定に該当しなくなった場合において、理事長が別に定める書類に連帯保証人に連署のうえ捺印し、学校長を経て願ひ出たときは、奨学資金の貸付を復活することができる。（奨学資金の貸付の廃止）
- 第21条 奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学資金の貸付を廃止する。
- (1) 奨学生としての資格を失ったとき。
- (2) その他奨学生として適当でない事実のあったとき。（貸付額の通知)
- 第22条 育英会は、奨学資金の貸付を受けた奨学生の奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、貸付した金額及び時期を理事長が別に定める通知書により学校長を経て奨学生に通知する。
- 2 奨学生は、前項に基づき通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て提出しなければならない。
- (奨学金の返還)
- 第23条 奨学金は無利息とし、貸付期間が終了した奨学生（以下「借用人」という。）は、貸付期間が終了した日を含む年度の3月31日の翌日から起算して6か月経過後から、別表に定める返還月額を口座振替の方法により毎月返還（以下「月賦返還」という。）しなければならない。ただし、4月1日から5月31日までに退学等々の異動届を提出し貸付が終了した奨学生は、貸付が終了した日を含む年度の4月1日から起算して6か月経過後から、返還しなければならない。
- 2 月賦返還において口座振替の方法により返還しない借用人が、期限の利益の喪失を予告する文書（以下「予告書」という。）を送付された後も口座振替せず3か月連続して口座振替しなかったときは、月賦返還を停止し、育英会が指定する振込用紙により年2回返還する方法（以下「半年賦返還」という。）に変更する。ただし、理事長が特別の事情があると認めるときは、半年賦返還への変更を更に1か月猶予することができる。
- 3 前項の規定に基づき半年賦返還する額は、4月から9月まで又は10月から翌年3月までの半年間（以下「半年賦返還期間」という。）に月賦返還する額であつた額を合算した額（以下「半年賦返還額」という。）とする。ただし、半年賦返還に変更後の初回に返還する額（以下「初回半年賦返還額」という。）は、口座振替でできなかった初回の月賦返還額が含まれる半年賦返還期間中の返還額から当該期間中に月賦返還された額を減じた額とする。
- 4 第2項の規定により半年賦返還となった借用人において、割賦返還期限を経過した全ての割賦金を返還したときは、月賦返還に変更することができる。
- 5 借用人の責めに帰すべき事由により口座振替手続きが完了していないときは、完了するまでの間は半年賦返還とし、返還する額は、第3項本文により計算した額とする。ただし、口座振替手続きが完了して初回に月賦返還する額は、完了した月まで月賦返還すべきであつた額を合算した額とする。
- 6 借用人に特別の事情があると理事長が認めたときには、別の返還方法で返還することができる。なお、返還方法は理事長が別に定める。
- 7 借用人が奨学金の返還を著しく延滞したときは、育英会は、催告書をもつて期限の利益を喪失させ、直ちに返還未済額の全額を請求することができる。
- 8 第2項又は前項において、借用人が住所変更の届出を怠る、又は育英会からの予告書若しくは催告書を受領しない等の借用人の責めに帰すべき事由により、育英会の予告書若しくは催告書が着し、又は到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなし、期限の利益が失われたものとする。
- 9 借用人又は連帯保証人（以下「借用人等」という。）は、奨学金の全部又は一部を繰上り返還することができる。
- 10 借用人等が奨学金を返済したときは、育英会は借用人等に返済されたことを通知する。
- (返還猶予)
- 第24条 借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、願ひ出により奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 災害又は傷病により返還が困難となったとき。
- (2) 高等学校、高等専門学校、大学又はこれらと同程度の学校に在学するとき。
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受け、返還が困難と認められるとき。
- (4) その他、理事長がやむを得ないと認める事由によって返還が困難となったとき。なお、やむを得ない事由は、理事長が別に定める。
- 2 返還猶予の期間は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 前項第2号に該当するとき 同号に定める事由の継続年度中。
- (2) 前項第1号、第3号又は第4号に該当するとき 当該年度内。さらにその事由が継続するときは、1年度ごとの願ひ出により、原則として5年を限度として延長することができる。
- 3 借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当し、連帯保証人が第1項の事由に該当した場合、奨学金の返還を猶予することができる。
- (1) 破産法（平成16年法律第75号）の規定により、借用人が債務について免責されたとき。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生計画に基づく当該債務を返済したとき。
- 4 連帯保証人が前項に該当した場合の返還猶予の期間は第2項第2号と同じ扱いとする。
- 5 育英会は奨学金の返還を猶予する期間中において特に必要と認めたときは、その事由を証する書類を提出させることができる。
- 6 返還猶予期間中に奨学金の一部を返還した場合は、返還期日が先に到来するものから充当する。（返還の免除)
- 第25条 奨学生又は借用人が次の各号に掲げるいずれかの事由に該当するときは、願ひ出により返還未済額の全部又は一部を免除することができる。なお、奨学生又は借用人が願ひ出できないときは、連帯保証人又は保護者から願ひ出ることができる。
- (1) 死亡したとき。
- (2) 身体若しくは精神の障がいにより労働能力を喪失し、又は労働能力に高度の制限を受け、将来にわたって返還の見込みがないと認められるとき。
- (3) 傷病又は疾病により就労が困難と認められ引き続き5年以上返還を猶予した場合で、将来にわたって返還の見込みがないと認められるとき。
- (4) 破産法の規定により当金の債務を免責され、かつ、連帯保証人による返還が困難であると認められるとき。
- (5) 民事再生法の規定による再生計画に基づき当金の債務を返済し、かつ、連帯保証人による返還が困難であると認められるとき。
- 2 育英会は、前項第1号の事由に該当することを確認でき、かつ、連帯保証人又は保護者が返還の免除を願ひ出ることが困難であると認められるときは、返還未済額の全部又は一部を免除することができる。
- 3 育英会は、第1項第4号又は第5号の事由に該当することが確認でき、かつ、奨学生若しくは借用人又は連帯保証人から返還の免除を願ひ出ることができないと認められるときは、返還未済額の全部又は一部を免除することができる。
- (延滞金)
- 第26条 借用人等が奨学金の返還を延滞したときは、延滞金を徴収するものとする。ただし、第23条第6項により返還している期間を除く。
- 2 前項に規定する延滞金の額は、半年賦返還における返還期限から延滞した期間が6月を超えるごとに、当該返還期限に返還すべき額のうち算定基準日において延滞している元本の額に対し、年8.9パーセントを乗じて得た額の2分の1の額とする。ただし、初回半年賦返還額に係る延滞金の額は、返還期限後で最初に到来する算定基準日において延滞している元本の額に対し、4.45パーセントを乗じて得た額とする。
- 3 奨学金の全額が返還されたときの延滞金の確定金額の全額が1,000円未満であるときは、その全額を徴収しないものとする。（延滞金の免除)
- 第27条 借用人等が奨学金の返還を延滞したことにつき、やむを得ない事由があると育英会が認めたときは、延滞金の全部又は一部を免除することができる。
- (徴収金の優先順位)
- 第28条 借用人等から奨学金の元本のほか延滞金及び督促費用を徴収する必要がある場合において、その者から支払われた額がこれらを合算した額に満たないときは、督促費用、元本、延滞金の順に充当する。（過剰金の取扱い)
- 第29条 返還があつた場合において、育英会が受領した額が返還未済額を超えるときは、返還が済みとなつたうえで残余の額（以下「過剰金」という。）が生じ、過剰金から返金にかかる手数料を除いた残額を返還する。ただし、返還金の支払を行った者の責めに帰さない事由等による場合は、この限りではない。
- 2 過剰金の額が返金にかかる手数料に満たない金額である場合は、前項の規定にかかわらず、当該過剰金の額を寄附金に振り替えるものとする。（業務の委託)
- 第30条 借用人等が奨学金の返還を延滞したとき、育英会は、債権管理回収業に関する特別措置法（平成11年政令第14号）に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社に、管理回収にかかる業務を委託することができる。（返還の強制)
- 第31条 借用人等が、奨学金の返還を著しく延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）及び民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續を行うものとする。（返還未済額の全部の返還の強制等)
- 第32条 借用人等が、返還未済額の全部の返還（第23条第7項の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。以下同じ。）の請求を受けてもその全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。
- 2 借用人等が、育英会に指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、その延滞している返還未済額の全部の額につき延滞金を徴収するものとする。この場合においては、第26条第2項の規定を準用する。（合意管轄)
- 第33条 本規程に基づく奨学金の貸付返還に関して紛争が生じた場合には、育英会の所在地の地方裁判所又は簡易裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。（借用人の異動届出)
- 第34条 借用人が次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を育英会に届けなければならない。ただし、借用人が届け出ることができないときは、連帯保証人が届出た届け出なければならぬ。
- (1) 氏名、住所、勤務先その他借用証書記載の事項に変更があったとき。
- (2) 連帯保証人を変更するとき、又はこれらの氏名、住所に変更があつたとき。
- 2 前項の事項について届け出するときは、次の証明書を添付するものとする。

返還月額	返還年額	
4,000円	48,000円	
返 還 総 額	返 還 月 額	返 還 年 額
1,440,000円以下	8,000円	96,000円
1,440,000円超え1,620,000円以下	9,000円	108,000円
1,620,000円超え1,800,000円以下	10,000円	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	11,000円	132,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	12,000円	144,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	13,000円	156,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	14,000円	168,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	15,000円	180,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	16,000円	192,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	17,000円	204,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	18,000円	216,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	19,000円	228,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	20,000円	240,000円
3,600,000円超えの場合		240,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額

別表（第23条関係）

入学時増額奨学資金のみを借りた場合（返還方法は、月賦返還とする。）

返還月額	返還年額
4,000円	48,000円

奨学資金のみを借りた場合

(返還方法は、月賦返還とする。)

返 還 総 額	返 還 月 額	返 還 年 額
1,440,000円以下	8,000円	96,000円
1,440,000円超え1,620,000円以下	9,000円	108,000円
1,620,000円超え1,800,000円以下	10,000円	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	11,000円	132,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	12,000円	144,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	13,000円	156,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	14,000円	168,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	15,000円	180,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	16,000円	192,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	17,000円	204,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	18,000円	216,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	19,000円	228,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	20,000円	240,000円
3,600,000円超えの場合		240,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額

入学時増額奨学資金および奨学資金を併用した場合

(返還方法は、月賦返還とする。ただし、定期増額型の返還方法は、6月及び12月の増額返還とする。)

返 還 総 額	返還月額	定期増額型	返 還 年 額
1,800,000円以下	10,000円	8,000円 20,000円	120,000円
1,800,000円超え1,980,000円以下	13,000円	11,000円 23,000円	156,000円
1,980,000円超え2,160,000円以下	14,000円	12,000円 24,000円	168,000円
2,160,000円超え2,340,000円以下	15,000円	13,000円 25,000円	180,000円
2,340,000円超え2,520,000円以下	16,000円	14,000円 26,000円	192,000円
2,520,000円超え2,700,000円以下	17,000円	15,000円 27,000円	204,000円
2,700,000円超え2,880,000円以下	18,000円	16,000円 28,000円	216,000円
2,880,000円超え3,060,000円以下	19,000円	17,000円 29,000円	228,000円
3,060,000円超え3,240,000円以下	20,000円	18,000円 30,000円	240,000円
3,240,000円超え3,420,000円以下	21,000円	19,000円 31,000円	252,000円
3,420,000円超え3,600,000円以下	22,000円	20,000円 32,000円	264,000円
3,600,000円超えの場合		264,000円に返還総額の3,600,000円超えの部分が180,000円までごとに12,000円を加算した額	

○公益財団法人大阪府育英会奨学金貸付返還規程施行細則(抜粋)(奨学資金の貸付時期)

- 第9条 予約貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、5月、10月及び1月とする。
- 2 在学貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、7月、10月及び1月とする。
- 3 緊急貸付並びに高校間転学貸付で奨学生として採用決定した者の貸付時期は、採用決定した月の翌月、10月及び1月とする。（奨学資金の貸付金額)
- 第10条 奨学資金の貸付金額は、貸付年額に応じ次のとおりとする。

学区区分	貸付年額	貸付金額
国公立	100,000円以下	1回目に全額
	200,000円以下	1回目に100,000円 2回目に残額の全部
	201,000～300,000円以下	1回目及び2回目にそれぞれ100,000円 3回目に残額の全部
私立	301,000円以上	貸付年額を3で除し、千円未満を切り上げた金額を1回目及び2回目に貸付 3回目に残額の全部
	200,000円以下	1回目に全額
	400,000円以下	1回目に200,000円 2回目に残額の全部
601,000円以下	401,000～600,000円以下	1回目及び2回目にそれぞれ200,000円 3回目に残額の全部
	601,000円以上	貸付年額を3で除し、千円未満を切り上げた金額を1回目及び2回目に貸付 3回目に残額の全部

- 2 緊急貸付の奨学生として採用決定された場合、採用年度の奨学資金の貸付金額は、理事長が別に定める。

個人情報取扱いの目的等

- (1)個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2)返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠つたことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて当該市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

提出前にもう一度チェック

【申込者用チェックシート】

申込み書類の提出前に確認用としてご利用ください。（この用紙は提出不要です。）

	項目	点検事項	チェック欄
1	申込書類全般	黒のボールペンで記入しましたか？ 消せるボールペンを使用していませんか？	<input type="checkbox"/>
2	奨学生申込書 奨学資金借用証書	各自が自筆で記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
		奨学資金借用証書の押印欄には各自の印で捺印していますか？	<input type="checkbox"/>
		全ての欄に記入しましたか？ 記入漏れはないですか？ 『記入年月日』も記入しましたか？	<input type="checkbox"/>
3	奨学生申込書 B 面 (奨学金振込口座届)	口座届欄には、生徒本人名義の口座が記入されていますか？	<input type="checkbox"/>
		届出銀行は、ゆうちょ銀行または指定する5つの銀行のいずれかですか？	<input type="checkbox"/>
		記号や番号に間違いがありませんか？	<input type="checkbox"/>
4	収入に関する証明書	令和元年度（平成31年度）の市（町村）民税・府民税の所得割額が確認できますか？	<input type="checkbox"/>
		保護者全員の証明書をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
		特別な事情がある場合は、必要な書類をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
5	住民票	生徒本人、保護者全員の住民票をのり付けしていますか？	<input type="checkbox"/>
		3ヶ月以内に発行されたものですか？	<input type="checkbox"/>
		個人番号（マイナンバー）は、非表示ですか？（※表示されてる住民票では受付できません。）	<input type="checkbox"/>
		複数枚綴りの場合は、すべてをのり付けしていますか？（「複数枚綴り」の住民票は綴りを解かないでください）	<input type="checkbox"/>
6	通帳コピー	口座名義は、申込者（生徒本人）のものですか？（保護者名義の口座などは使用できません。）	<input type="checkbox"/>
		口座は、通常貯金、普通預金、総合口座のいずれかですか？（貯蓄口座や積立口座には送金できません。）	<input type="checkbox"/>
		口座は、最近も使用していますか？（2年以上使用していない場合は、凍結され使用できない可能性があります。）	<input type="checkbox"/>